

公 告

令和7年11月27日、須崎市職員の懲戒処分を行いましたので、須崎市職員に対する懲戒処分等の公表に関する指針に基づき、下記のとおり公表します。

令和7年11月27日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

記

1. 事件の概要

令和7年10月7日に長寿介護課窓口にて受付を行った、代表相続人届をシステム台帳に入力する際に、誤って、別人の台帳に入力を行ったことにより、「介護保険高額介護（予防）サービス費支給決定通知書」を誤って送付した。そのため、令和7年10月30日に別人に上記通知書が届いたことにより、被保険者番号の一部及び振込先口座等の個人情報が漏洩した。

2. 処分等の内容

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| ア 被処分者 | 長寿介護課 主事（20歳代）              |
| イ 処分内容 | 減 給（給料月額10分の1を1月）           |
| ウ 処分理由 | 地方公務員法第29条第1項第1号から第3号の規定による |

3. 処分年月日

令和7年11月27日